

平成 27 年 4 月 7 日

## 平成 27 年度における公共工事の入札・契約制度について

### 1 建設機械保有事業者へのインセンティブ発注の本格実施

建設機械を所有又は長期の賃貸借をしている事業者を対象とするインセンティブ発注について試行してきましたが、工種「土木」及び「ほ装」の全てのランクの工事で本格実施します。

また、本格実施にあたり、対象機械等を次のとおり見直します。

- (1) 賃貸借の場合、当該賃貸借契約期間が「1年を超えていること」を「1年以上であること」にします。
- (2) 対象とする建設機械に大型ダンプ車を追加します。

#### 【対象とする建設機械】

ブルドーザー、ドーザーショベル、掘削機、モーターグレーダー、トラッククレーン、クローラクレーン、油圧式クレーン、クレーン付きトラック、タイヤショベル、振動ローラー  
<追加>

大型ダンプ車（車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上で事業の種類として建設業を届け出、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づく表示番号の指定を受けているもの）

#### 【建設機械の確認方法（提出書類）】

建設機械を所有していること又は長期の賃貸借契約をしていることが確認できる書類（売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等。）及び当該建設機械の写真（側面から撮影した全体が写っているもの。大型ダンプの場合は、表示番号（○○●○○○○○）及びナンバープレートが写っているものも提出すること。）

### 2 条件付一般競争入札における技術力結集型共同企業体の配置技術者の緩和

共同企業体の各構成員が配置する技術者について、これまで監理技術者の工事現場への専任配置を条件としてきましたが、条件付一般競争入札における技術力結集型共同企業体については代表構成員以外の構成員が配置する技術者を、国家資格を有する主任技術者の工事現場への専任配置でも可とします。

※国家資格を有せず実務経験年数のみにより主任技術者となることができる方については配置できませんので、ご注意ください。

### **3 技術修得型共同企業体の入札参加資格の見直し**

技術修得型共同企業体の第2位構成員（市内企業構成員）に所属する技術者を当該工事の現場代理人又は監理技術者として配置することを入札参加資格としてきましたが、**当該資格要件を廃止します。**

※ただし、配置する技術者は監理技術者資格を持つ者であることを入札参加資格とすることは変更ありません。

### **4 入札ボンド制度の試行継続**

入札ボンド制度については、引き続き予定価格が概ね5,000万円以上の入札案件を試行対象としますが、**27年度は特に大規模工事を対象として、試行を継続**します。

### **5 総合評価落札方式における提出書類の見直しなど**

総合評価落札方式における添付書類等について、次のとおり見直します。詳細は当該工事の実施要領書にてご確認ください。

- (1) 評価項目「若手技術者の育成」等、技術者に関する評価項目を適用している場合、**技術者の資格を確認するための書類の提出を求めます。**（監理技術者資格者証の写し等）
- (2) 評価項目「災害発生時の対応力」については、「1 建設機械保有事業者へのインセンティブ発注の実施」と同様に賃貸借契約期間を「1年以上であること」とし、対象とする建設機械に大型ダンプ車を追加します。

### **6 実施時期**

**平成27年4月7日以降に公告する案件から実施**します。

担当：

(1から4までについて)  
財政局契約第一課  
電話 (671) 2244・2246

(5について)  
財政局公共施設・事業調整課  
電話 (671) 4084